

**対策効果シミュレーション事業**  
**(ヒートアイランド対策の定量的な評価手法の検討)**  
**公募要領**

## 1 事業の趣旨・目的

大阪府では、ヒートアイランド対策として、平成16年6月に「ヒートアイランド対策推進計画」を策定し、様々な取り組みをしております。今回、取り組みの1つとして、建築物・街区単位での熱負荷量を算出し、更に対策後の熱負荷低減効果を算出するソフト開発し、府民・事業者にも利用いただくことを目的に『対策効果シミュレーション事業(ヒートアイランド対策の定量的な評価手法の検討)』を実施します。

この事業は、建築物単体、建築物外部(建物敷地内)、更により広域な範囲(街区)の熱負荷やヒートアイランド対策効果算出のための多岐に渡る対策手法の必要情報、計算方法の設定等の専門性と、府民・事業者に簡易に利用してもらうための効果的・効率的なソフト開発技術を必要としており、民間事業者等の知識やノウハウ等を活用できる企画提案公募により受託事業者を募集します。

## 2 業務概要

### (1) 事業名

対策効果シミュレーション事業(ヒートアイランド対策の定量的な評価手法の検討)

### (2) 委託契約期間

契約締結日(平成23年10月中旬頃)～平成24年3月9日(金曜日)

### (3) 業務概要

ヒートアイランド対策効果シミュレーションソフトの開発及びそのソフトを活用した街区エリアでのシミュレーションの実施、操作マニュアルの作成等を行っていただきます。詳細は仕様書のとおりです。

### (4) 委託金額の上限

5,712,000円(消費税及び地方消費税を含む。)を上限とします。

## 3 スケジュール

平成23年8月31日(水曜日)	募集開始
平成23年9月8日(木曜日)	説明会開催
平成23年8月31日(水曜日)から 9月13日(火曜日)午後5時	質問受付期間
平成23年9月26日(月曜日)から 9月29日(木曜日)午後5時	応募書類受付期間
平成23年10月6日(木曜日)	選定委員会による審査(プレゼンテーション)
平成23年10月中旬	契約締結
平成23年10月中旬	事業開始
平成24年3月9日(金曜日)	事業終了

#### 4 公募参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

(1) 次のアからキまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 成年被後見人

イ 民法の一部を改正する法律（平成 11 年法律第 149 号）附則第 3 条第 3 項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治 29 年法律第 89 号）第 11 条に規定する準禁治産者

ウ 被保佐人であって契約締結のために必要な同意を得ていないもの

エ 民法第 17 条第 1 項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの

オ 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの

カ 破産者で復権を得ない者

キ 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められる者（同項各号のいずれかに該当すると認められることにより、大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受け、その措置期間を経過した者及び同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当し、その措置期間を経過したと認められる者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者

(2) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第 33 条第 1 項の再生手続開始の決定を受けた者については、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

(3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号。以下「新法」という。）第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立て（新法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る新法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号。以下「旧法」という。）第 30 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。）をしていない者又は更生手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、新法第 41 条第 1 項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。

(4) 府の区域内に事業所を有する者にあつては、府税に係る徴収金を完納していること。

(5) 府の区域内に事業所を有しない者にあつては、主たる事務所の都道府県における最近 1 事業年度の都道府県税に係る徴収金を完納していること。

(6) 最近 1 事業年度の消費税及び地方消費税を完納していること。

(7) 平成 18 年 4 月 1 日からこの公示の日までの間に、ヒートアイランド対策に関するシミュレーションソフト開発、対策導入による効果検証・調査、計画策定等のヒートアイランド対策に関する業務について誠実に履行を完了している実績を有する者

(8) この公示の日から契約の相手方を決定するまでの期間において、次のアからウのいずれにも該当しない者であること。

ア 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置を受け、その措置期間中の者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められる者（同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当し、その措置期

間に相当する期間を経過したと認められる者を除く。)

- イ 大阪府公共工事等に関する暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受け、その措置期間中の者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められる者
- ウ 府を当事者の一方とする契約(府以外の者のする工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物件の納入に対し、府が対価の支払をすべきものに限る。以下同じ。)に関し、入札談合等(入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律(平成14年法律第101号)第2条第4項に規定する入札談合等をいう。以下同じ。)を行ったことにより損害賠償の請求を受けている者(この公示の日までに当該請求に係る損害賠償金を納付した者を除く。)

## 5 応募の手続き

本事業の提案に参加を希望する者の受付手続等は、以下のとおりです。

「4 公募参加資格」を確認の上、必要な書類を受付期間内に提出してください。

### (1) 公募要領の配布及び応募書類の受付

#### ア 配布期間

平成23年8月31日(水曜日)から平成23年9月29日(木曜日)まで  
(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前10時から午後5時まで)

#### イ 配布場所及び受付場所

大阪府環境農林水産部みどり・都市環境室 地球環境課 温暖化対策グループ  
住 所：大阪市住之江区南港北1丁目14-16 咲洲庁舎22階  
電話番号：06-6210-9553

#### ウ 配布方法

上記「イ 配布場所及び受付場所」で配布するほか、以下の地球環境課ホームページからダウンロードできます。(郵送による配布は行いません。)

ホームページ：<http://www.pref.osaka.lg.jp/chikyukankyo/jigyotoppage/heatsimulation.html>

#### エ 受付期間

平成23年9月26日(月曜日)から平成23年9月29日(木曜日)まで  
(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前10時から午後5時まで)

#### オ 提出方法

書類は必ず受付場所に持参してください。(郵送による提出は認めません。)

#### カ 費用の負担

応募に要する経費は、すべて応募者の負担とします。

### (2) 応募書類

ア 応募申込書(様式1:10部 うち正本一部)

イ 企画提案書(様式2:10部)

ウ 応募金額提案書(様式3:10部)

エ 事業実績申告書(様式4:10部 うち正本一部)

・契約書の鏡、仕様書を添付してください。

オ 誓約書(参加資格関係)(様式5:1部)

### (3) 添付書類

ア 定款又は寄付行為の写し(1部)(原本証明してください。)

- イ ①法人登記簿謄本（１部）
- ・法人の場合に提出してください。
  - ・発行日から３カ月以内のもの
- ②本籍地の市区町村が発行する身分証明書（１部）
- ・個人の場合に提出してください。
  - ・発行日から３カ月以内のもの
  - ・準禁治産者、破産者でないことが分かるもの
- ③法務局が発行する成年後見登記に係る登記されていないことの証明（１部）
- ・個人の場合に提出してください。
  - ・発行日から３カ月以内のもの
  - ・「成年被後見人、被保佐人、被補助人とする記録がない」ことの証明
- ウ 納税証明書（各１部）（未納がないことの証明：発行日から３カ月以内のもの）
- ①大阪府の府税事務所が発行する府税（全税目）の納税証明書
- ・大阪府内に事業所ない方は、本店を管轄する都道府県税事務所が発行するものに代えます。
- ②税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書
- エ 財務諸表の写し（１部：最近１カ年のもの、半期決算の場合は２期分）
- ①貸借対照表
- ②損益計算書
- ③株主資本等変動計算書
- オ 障害者雇用状況報告書の写し（１部）
- ・「障害者の雇用の促進等に関する法律」により事業主（常時雇用労働者数が５６人以上）に義務化されている「障害者雇用状況報告書（様式第６号）」の写し
  - ・本店所在地管轄の公共職業安定所に提出済で受付印のあるもの（インターネットによる報告をした場合は受付印不要）
  - ・報告義務のある方のみ提出してください。
- (4) 応募書類の返却
- 応募書類は理由の如何を問わず、返却しませんのでご了解ください。
- なお、応募書類は本件に係る事業者選定の審査目的のみに使用し、他の目的には使用しません。
- (5) 応募書類の不備
- 応募書類に不備があった場合には、審査の対象とならないことがあります。
- (6) その他
- ア 応募は１者１提案とします。
- イ 応募書類はモノクロ（白黒）としてください。
- ウ 応募書類の提出に際しては、正本、コピーそれぞれ１セットずつＡ４ファイルに綴って提出してください。応募書類は電子媒体（CD-R等）での提出もお願いします。
- エ 表紙及び背表紙には提案事業タイトルと提案団体名を記入してください。
- <記入例>「対策効果シミュレーション事業（ヒトアイズ®対策の定量的な評価手法の検討）」提案書  
株式会社〇〇（法人名）
- オ 書類提出後の差し替えは認めません（大阪府が補正等を求める場合を除く）。
- カ 提出書類に虚偽の記載をした者は本件への参加資格を失うものとします。

## 6 説明会

### (1) 開催日時

平成23年9月8日(木曜日) 午後2時から

### (2) 開催場所(地図参照)

咲洲庁舎20階 会議室

(住所: 大阪市住之江区南港北1丁目14-16)

### (3) 申込方法

電子メール(メールアドレス: [midorikankyo-g03@sbox.pref.osaka.lg.jp](mailto:midorikankyo-g03@sbox.pref.osaka.lg.jp))で受け付けます。

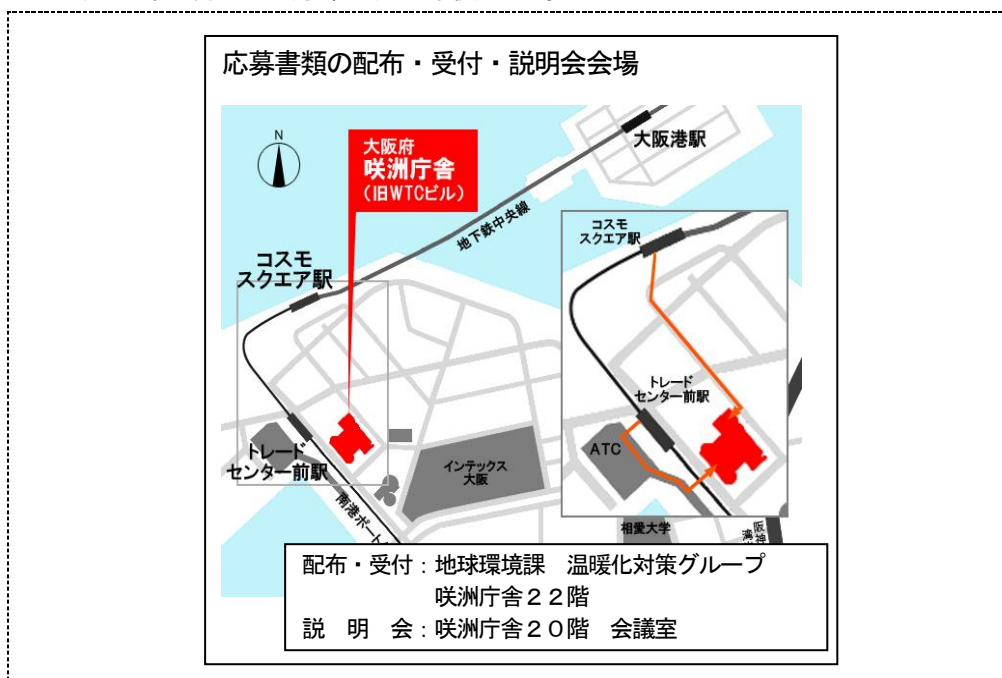
※参加団体名、参加者職氏名、連絡先、参加人数(1社につき3名以内)を明記してください。

※送信後、必ず電話(06-6210-9553)で着信の確認をお願いします。

※口頭、電話による申し込みは受け付けません。

### (4) 説明会への申込期限

平成23年9月7日(水曜日) 午後5時まで



## 7 質問の受付

### (1) 受付期間

平成23年8月31日(水曜日)から9月13日(火曜日) 午後5時まで

### (2) 提出方法

所定の「質問票」にて、電子メール(メールアドレス: [midorikankyo-g03@sbox.pref.osaka.lg.jp](mailto:midorikankyo-g03@sbox.pref.osaka.lg.jp))で受け付けます。

ア 送信後、必ず電話(06-6210-9553)で着信の確認をお願いします。

イ 質問への回答は、平成23年9月20日(火曜日)までに、大阪府ホームページに掲載します。なお、個別には回答しません。

ホームページ: <http://www.pref.osaka.lg.jp/chikyukankyo/jigyotoppage/heatsimulation.html>

## 8 審査の方法

### (1) 審査方法

ア (2)の審査基準に基づき、外部委員で構成する選定委員会による審査を行い、最優秀提案者及び次点者を決定します。ただし、最高点の者が複数者いる場合は、提案金額の安価な者を最優秀提案事業者とします。

イ 審査は、書類審査及びプレゼンテーション審査にて行います。プレゼンテーション審査の日時は、事前に通知を行います。

プレゼンテーション審査にはパワーポイント等の機材は使用できませんのでご了承ください。

ウ 最優秀提案者の評価点が、審査の結果、価格点を除く点数が45点未満の場合は採択しません。  
なお、審査内容に係る質問や異議は一切受け付けません。

エ 最優秀提案者は特別の理由がない限り、契約交渉の相手方に決定します。

### (2) 審査基準

審査項目	審査内容	配点
事業目的及び事業内容の理解度、実現性	事業目的及び内容に関する理解・知識が十分にあるか。事業実施における企画提案のコンセプトが明瞭かつ具体的に記載されているか。	15点
熱負荷算出に関する創意工夫	熱負荷算出における入力項目及び出力項目について適切であるか。また、熱負荷算出の考え方が合理的であるか。	25点
ヒートアイランド対策の効果算出に関する創意工夫	ヒートアイランド対策の入力項目及び出力項目について適切であるか。また、対策効果の熱負荷算出の考え方が合理的であるか。	25点
シミュレーションソフトの利便性	シミュレーションソフトの利用について、操作性、画面表示等について十分な配慮があり、使いやすいものが期待できるか。	15点
過去の実績	当該事業に関係するような専門知識やノウハウを備えているか。	10点
価格点	価格点の算定式 満点(○点)×提案価格のうち最低価格/自社の提案価格 ※小数点以下を切り捨て	10点
合計		100点

### (3) 審査結果

ア 契約交渉の相手方が決定した後、審査結果は採択に関わらず、応募いただいた全応募者に通知します。

イ 選定過程の透明性を確保する観点から最優秀提案者(契約交渉の相手方)とその得点について報道発表するとともに、全応募者名(申込順)、全応募者の得点(得点順)、選定委員会の議事要旨及び選定委員の氏名等について、以下のホームページにおいて公表します。

応募者が2者であった場合の次点者の得点は公表しません。

ホームページ : <http://www.pref.osaka.lg.jp/chikyukankyo/jigyotoppage/heatsimulation.html>

ウ 最優秀提案者との契約が取り消されたときは、次点者が価格点を除く点数が45点以上の場合、具体的事業内容について協議し、具体的事業内容及び契約内容について合意に達したときは、委託契約を締結する場合があります。

(4) 審査対象からの除外（失格事由）

次のいずれかに該当した場合は、提案審査の対象から除外するとともに、別途、入札に準じて入札参加停止等の措置を講じることとします。

ア 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。

イ 他の応募提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと。

ウ 事業者選定終了までの間に、他の応募提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること。

エ 応募提案書類に虚偽の記載を行うこと。

オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

## 9 契約手続きについて

(1) 契約交渉の相手方に選定された者と大阪府との間で協議を行い、契約を締結します。

(2) 採択された提案については、採択後に大阪府と詳細を協議していただきます。この際、内容・金額について変更が生じる場合があります。

(3) 契約金額の支払いについては、精算払いとします。

(4) 契約に際して、大阪府暴力団排除条例第11条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出いただきます。誓約書を提出しないときは大阪府は契約を締結しない。（但し、契約金額が500万円未満の場合は提出不要）

(5) 契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、大阪府公共工事等に関する暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受け、その措置期間中であるとき、又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められるときは、契約を締結しない。

(6) 契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、次のア又はイのいずれかに該当したときは、契約を締結しないことがある。

ア 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受け、その措置期間中の者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められる者

イ 府を当事者の一方とする契約に関し、入札談合等を行ったことにより損害賠償の請求を受けた者

(7) 契約相手方は、この契約の締結と同時に、契約金額の年額相当額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をもって代えることができる。

ア 国債又は地方債。この場合において提供される担保の価値は、額面金額又は登録金額による。

イ 政府の保証のある債券又は銀行、株式会社商工組合中央金庫、農林中央金庫若しくは全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券。この場合において提供される担保の価値は、額面金額又は登録金額（発行価格が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価格）の8割に相当する金額による。

ウ 銀行又は発注者が確実と認める金融機関（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関（銀行を除く。）をいう。以下この項において同じ。）が振り出し、又は支払保証をした小切手。この場合において提供される担保の価値は、小切手

金額による。

エ 銀行又は発注者が確実と認める金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏書をした手形。この場合において提供される担保の価値は、手形金額による。

オ 銀行又は発注者が確実と認める金融機関に対する定期預金債権。この場合において提供される担保の価値は、当該債権の証書に記載された債権金額による。

カ 銀行又は発注者が確実と認める金融機関の保証。この場合において提供される担保の価値は、保証書に記載された保証金額による。

(8) (7)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

ア この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約（保険金額は、契約金額の100分の5以上）の締結したとき。この場合においては、受注者は、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。

イ 大阪府財務規則（昭和55年大阪府規則第48号）第68条第3号に該当する場合における受注者からの契約保証金免除申請（国（公社及び公庫を含む。）又は地方公共団体と同種類及び同規模（当該契約金額の7割以上）の契約履行実績が過去2年間で2件以上ある場合で、かつ、不履行がないと認めるとき）。

ウ 大阪府財務規則第68条第6号に該当する場合

#### 【大阪府障害者の雇用の促進等と就労の支援に関する条例に基づく義務】

契約締結の相手方のうち常用労働者56人以上の事業主等につきましては、大阪府障害者の雇用の促進等と就労の支援に関する条例第17条第1項の規定により、障がい者の雇用状況を報告していただく必要があります。

また、障がい者雇用率が未達成の事業主につきましては、障がい者の雇入れ計画を提出していただき、障がい者雇用率の達成に向けた取組みをしていただく必要があります。詳しくは、大阪府障がい者雇用促進センター（TEL06-6944-7248）にお問い合わせください。

## 10 その他

- ・応募提案にあたっては、大阪府公募型プロポーザル方式実施基準、公募型プロポーザル方式応募提案・見積心得、公募要領、仕様書等を熟読し遵守して下さい。
- ・応募いただいた内容については、補足説明等をお願いすることがあります。